

(自発的な活動への支援)

第18条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

今日の環境問題は、通常の経済活動や日常生活に起因するところが多く、これらの問題を解決するためには、経済活動のあり方や市民のライフスタイルが見直されることが必要です。本条は、市民等による環境の保全と創造に関する活動が自発的積極的に行われることが重要であり、これらの活動を促進するための措置を市が行うことを規定したものです。

【説明】

「自発的」

規制や指導等、行政による関与なしに環境の保全及び形成に関する活動が行われることをいいます。

「必要な措置」

NPO団体やボランティア団体等の活動紹介、市・事業者・市民が対等な立場で参画する協議会の育成、情報の提供や取組みの推奨（認定や表彰など）等、市民等の自主的積極的な活動を誘導、促進するための措置が想定されます。

(環境状況の把握等)

第19条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、環境の状況の的確な把握が前提となります。

このような観点から、本条では現在の環境の状況を把握するために必要となる監視等の体制の整備に努めるべきことを規定しています。

【説明】

「必要な情報の収集、調査及び研究」(第1項)

NPO団体等の活動状況、地球温暖化対策、グリーン購入、廃棄物処理方策、省エネ対策等に関する情報の収集、調査及び研究のことです。

「必要な監視、測定、検査等」(第2項)

対象となるのは、大気、水質、騒音、振動等です。

(情報の提供)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第10条で規定した年次報告による定期的な情報提供にとどまらず、市民が自らの意思で、環境の保全及び創造に関する積極的な取組みを促進していくための必要な情報を適切に提供することを規定したものです。

市民が求める環境情報を的確に捉え、その情報を市広報紙やホームページなどさまざまな伝達手段を使って、早くそしてわかりやすく繰り返し市民に伝えることが求められています。

【説明】

原則として第10条(年次報告)の説明のとおりですが、環境の状況その他の必要な情報について、調査・公開できる範囲で提供します。

情報を提供する際には、個人情報の保護に留意するとともに、事業所等の営業に関する秘密を侵害することのないよう配慮する必要があります。

「必要な情報」

環境基準の達成状況や自然環境の状況など環境の状況に関する情報、環境保全活動を実施している団体の情報やリサイクルの取組状況など活動状況等に関する情報、その他環境に関する書籍や教材に関する情報などのことをいいます。

「適切に提供する」

必要な情報が広くいきわたるように情報の提供を行うことをいいます。

第3節 地球環境保全の推進

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等(以下「国等」という。)と連携し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

【趣旨】

今日の地球規模の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因していることから、本条では、市が率先して地球環境の保全のための施策を推進するとともに、各主体が協力して地球環境を保全するための施策に積極的に取り組むことを規定したものです。

【説明】

「国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等と連携」(第2項)

地球規模での環境問題に対処するためには、地域を超えた取組みが必要となります。そのためには、国や地方公共団体はもとより地球環境の保全に関わる様々な団体等との連携が不可欠です。

人の活動が地球規模に拡大するにつれ、酸性雨、不正な廃棄物の越境移動に伴う環境汚染など国境を超えた広がりを持つ環境問題や、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模で影響が生じる環境問題には、社会的、経済的に相互依存関係を深めつつある諸国が協力して解決に当たらなければ、人類の生存と発展の基盤が失われてしまうという懸念が国際的に共有され、地球全体の持続可能な発展を目指した多くの国際的な枠組みが伸展しています。

わたしたちもこのような認識に立ち、身の回りの環境への配慮はもちろん、地球全体のことを考えた施策の推進にも努めていかなければなりません。

第4節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は市民等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため連携体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

環境の保全及び創造に関する施策を推進するためには、単に環境担当のみではなく、市の行政組織全体で取り組まなければなりません。そのため、本条は、総合的な調整や推進に必要な体制を整備と同時に市民や事業者との連携した協働体制の整備を図ることを規定しています。

また、環境の保全及び形成に関する施策の実施に当たっては、環境の状況の的確な把握が前提となりますから、施策の適正な実施を担保するためには、監視、測定等に関する体制が整備されていなければなりません。このような観点から、現在の環境の状況を把握するために必要となる監視等の体制の整備についても努めるべきことを規定したものです。

【説明】

「連携」、「調整」(第1項)

庁内における連携及び調整は、環境の保全及び形成に関する施策の実効性を確保する上で極めて重要なものです。連携及び調整は、施策の策定段階のみならず、施策の運用、進行管理など様々な段階で行っていくことが必要となっています。

「体制」(第1項)

具体的な組織の設置についてはふれていませんが、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するためには、庁議等をこれに充てることが可能と考えられます。

「体制」(第2項)

環境の保全及び創造に関する施策の推進を市が一方的に行うのではなく、市民等の参加や協働を求めつつ進めることで、市の行う施策に十分な理解と協力が得られ、より円滑に施策が実施できることから、市民参加に必要な体制整備に関する措置について規定しています。

(国等との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国等と協力して、その推進に努めるものとする。

【趣旨・説明】

今日の環境問題は、広域的なものとなっています。本市だけでは解決できない問題については、国や県、他の地方公共団体と連携して取り組み、施策の推進に努めること規定したものです。

第21条で規定した地球規模での環境施策の推進への協力・連携だけではなく、より地域的な問題、例えば河川や海洋汚染対策等本市だけでは対応できない問題について隣接する自治体や管理する国や県等と協力・連携して取り組みます。

一例として、平成21年4月1日現在、本市は新潟山形両県を流れる荒川について水質保全に関する国や両県、市町村等の各機関相互の連絡調整を図る「荒川水系水質保全連絡協議会」の構成機関として、協力して水質事故演習、河川パトロール、水生生物調査、啓発などを行っています。

第3章 環境審議会

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、村上市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境の保全及び創造の基本的事項及び重要事項に関すること。

(3) その他環境の保全及び創造に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

環境問題への対応には、多方面にわたる専門的知識が必要であり、また、広い視野に立った多角的な面からの判断が求められます。このため、広く市民や学識経験者等に意見を求めることが必要とされますので、市長の諮問機関として環境審議会を設置するものです。

環境審議会は、環境基本法第44条の規定に基づき、市町村の区域における環境の保全と創造に関する基本的事項の調査審議を行うもので、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第202条の3に規定する付属機関として設置するものです。委員の構成については、多様化する環境問題に的確に対応できるよう学識経験者や関係行政機関の職員のほか市民や事業者を加えます。

環境審議会の組織及び運営に関する詳細規定は、環境審議会規則により定めています。

【説明】

「審議する」（第2項本文）

具体的には、議会環境基本計画等に関する調査審議の他、環境基本計画に示した施策や事業の進捗状況に対する評価を行うことを想定しています。

また、本項第2号で審議事項として「環境の保全及び創造の基本的事項及び重要事項に関すること」と規定していることから、これまで村上市公害防止条例(平成20年村上市条例第172号)第14条で規定していた環境保全上の支障防止対策である公害対策に関する基本的事項の調査審議についても環境審議会で行います。

参考

環境基本法（抄）

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

地方自治法（抄）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査

等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(村上市公害防止条例の一部改正)
- 2 村上市公害防止条例(平成20年条例第172号)の一部を次のように改正する。
第14条を次のように改める。
(基本的事項の審議)

第14条 公害対策に関する基本的事項の審議は、市長の諮問により、村上市環境基本条例(平成21年条例第11号)第24条に規定する村上市環境審議会で行う。

【趣旨】

施後期日は、この条例を施行する日を定めたものです。

条例の施行とは、効力が一般的、現実的に発動し、作用することになることをいいます。

また、この条例の制定に合わせ、公害対策に関する審議も広く環境問題を扱う環境審議会で行うこととするため、公害防止条例で設置した公害対策審議会を廃止します。これに伴って公害防止条例中の関係規定を改正するものです。

なお、公害対策審議会の廃止については環境審議会規則の附則で公害対策審議会規則の廃止を規定することによって行います。